

## 計画書

### 中種子都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

中種子都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

## 理 由

中種子都市計画区域においては，平成 16 年度に「中種子都市計画区域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「花咲く未来に人と自然が根づくまち」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第 6 次中種子町長期振興計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から近く 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

中種子都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 1. 広域的な位置付け                         |   |
| 1) 県内における中種子町の位置付け .....            | 1 |
| 2) 都市計画区域の位置付け .....                | 1 |
| 2. 基本的な考え方                          |   |
| 1) 現状と課題 .....                      | 1 |
| 3. 都市計画の目標                          |   |
| 1) 都市づくりの基本理念 .....                 | 2 |
| 2) 地域毎の市街地像 .....                   | 3 |
| ① 野間地域                              |   |
| ② 中山・竹屋野・原之里地域                      |   |
| ③ 浜津脇地域                             |   |
| 4. 区域区分の決定の有無                       |   |
| 1) 区域区分の決定の有無 .....                 | 3 |
| 5. 主要な都市計画の決定の方針                    |   |
| 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....      | 3 |
| ① 主要用途の配置の方針                        |   |
| ② 土地利用の方針                           |   |
| ③ その他の土地利用の方針                       |   |
| 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....   | 5 |
| ① 交通施設の都市計画の決定の方針                   |   |
| ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針                |   |
| ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針               |   |
| 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....   | 7 |
| ① 主要な市街地開発事業の決定の方針                  |   |
| ② 市街地整備の目標                          |   |
| 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ..... | 8 |
| ① 基本方針                              |   |
| ② 主要な緑地の配置の方針                       |   |
| ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針                |   |
| ④ 主要な緑地の確保目標                        |   |

## 1. 広域的な位置付け

### 1) 県内における中種子町の位置付け

中種子町は、大隅半島南端からおよそ40km南に位置し、北は西之表市、南は南種子町に隣接、東は太平洋、西は東シナ海に面している。東西6~9km、南北22kmで、総面積は13,718ha、そのうち、34.0%は山林面積が占めており、次いで畑地面積が28.4%を占めている。一般に緩やかな丘陵をなし、北部は山林地帯が多く、最も高い山が標高282mであり、中央部から南部にかけて比較的平坦で、耕地が多くなっている。気候は一年を通して温暖な亜熱帯性で、海や緑の豊かな自然に恵まれている。

また、旧石器時代の貝塚や石器が発見されており、その後の稲作文化や南方文化を融合した独特の文化が認められる。

このように本町では、古来より豊かな自然の恩恵を受けて生活を営んできており、先人から受け継がれてきたこの貴重な自然の恵みを享受しながら、みんなで協力し、助け合う人の温かさが町の強みとなっている。

### 2) 都市計画区域の位置付け

中種子都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、熊毛地域の種子島、中種子町の中心部に位置し、鹿児島市を起点とし沖縄県那覇市を終点とする国道58号の広域的な幹線道路が通っている。

現在、本区域は、都市計画道路や総合運動公園等の都市施設の整備により、健全で快適な都市づくりを進めており、商業・業務地域など中種子町の中心的な役割等を担う区域として位置付けられている。

## 2. 基本的な考え方

### 1) 現状と課題

本町では、令和2年国勢調査において、人口総数7,539人となっており、平成12年時と比較し、77.9%、うち65歳以上の高齢者人口は2,967人、総数に対する割合は、39.3%であり、人口減少、超高齢社会が進行している。

また、産業では、令和元年中種子町総生産額は、第1次産業3,560百万円、2次産業3,098百万円、3次産業22,703百万円となっており、平成23年と比較すると第1次産業117.9%、第2次産業136.7%、第3次産業99.0%と第1次、第2次産業は微増しているものの、第3次産業は減少している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築
- 商業・業務施設の集積等による活性化

### 3. 都市計画の目標

#### 1) 都市づくりの基本理念

本区域において、自然、文化、歴史等地域の優れた資源を最大限に活用し、産業の振興、生活環境の整備、福祉・教育・文化の向上を図るために、第6次中種子町長期振興計画を踏まえた以下を本区域の基本理念とする。

「“よいらーいき” でつなぐ人の和と豊かな自然が織りなす “躍動なかたね”」

※ “よいらーいき”：いっしょに

この基本理念を実現するため、次の4つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### ■ 活気の種子あふれるまちづくり

離島という地理的な条件や熊野自然レクリエーション村をはじめとした観光資源と豊かな自然に恵まれたこの地は、古くから様々な「人」が集まる土地柄であり、このような「地域の宝」と町民が持っているホスピタリティ、地域固有の歴史・文化などを活かして、来訪者や町民が楽しく交流し、来訪者も住みたくなるような魅力あふれるまちづくりを目指す。

#### ■ 地域に根付く人づくり

少子高齢化の進行などに伴い、人口減少が続く一方で、多くの町民は住みなれたこの地に愛着を感じており、次代を担う子どもたちの笑顔があふれ、親から子、子から孫へ、豊かな自然とともに地域の伝統文化が継承される希望のまちづくりを目指す。

#### ■ 心豊かに実りある地域づくり

先祖から引き継いだ美しい自然と調和した生活環境を守り、すべての町民が誇りをもてる地域づくりを目指す。

また、すべての町民が心身共に健やかな生活を送り、生き生きと働き、生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを目指す。

#### ■ 参画と協働でよいらーいきの里づくり

地方分権が進められる中で、高度化・多様化する町民ニーズに対応するためには、地域の主役である町民や各種団体、事業者が主体となり、行政と一緒に知恵を出し、ともに行動するまちづくりが求められる。町民が主役となってまちづくりに参加できる仕組みを整え、町民と行政の協働によるまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### ① 野間地域

本区域における生活、業務等の諸活動を支える中核的な機能が集中している中種子町役場周辺を都市中心核と位置付け、良好な市街地の形成を図る。

旧空港跡地については、まちの発展動向との調和を図りながら、広域的な都市的土地利用を図る。

また、福祉施設等が集中する福祉の里を生活・文化拠点、中種子中央運動公園（太陽の里）を観光・レクリエーション拠点と位置付け、施設の充実に努める。

### ② 中山・竹屋野・原之里地域

東部の中山地域、南部の竹屋野地域及び西部の原之里地域に広がっている優良な農地を農業ゾーンと位置付け、その保全に努める。また、良好な景観を有する海岸や樹林地などの豊かな自然環境についても、その保全に努める。

これらの地域では、農林業との調和に配慮しながら、生活道路の改良、コミュニティ施設の設置等生活環境の整備に努め、自然と調和した地域を目指す。

### ③ 浜津脇地域

浜津脇港を中心とする漁業集落については、農林漁業との調和に配慮しながら、生活道路の改良、コミュニティ施設の設置等生活環境の整備に努め、自然と調和した地域を目指す。

## 4. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向にあり、今後とも減少するものと予測される。

今後の産業の見通しとして、製造品出荷額や商品販売額は減少すると予測され、商工業による将来的な土地需要は現市街地内で十分対応可能であると判断されることから、本区域内において、今後、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないものと判断される。

一方、市街地外の良好な自然的環境については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の土地利用規制等により、十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 5. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加等が進行する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

野間地域の中種子町役場周辺、国道58号沿線及び旭町地区は、本区域の業務機能と商業機能を有していることから、商業・業務地と位置付け、商業業務・サービス施設の集積、道路の整備を進め、種子島中部の商業・業務拠点の形成を図る。

b 工業地

伏之前<sup>ふしのみまえ</sup>地区の国道58号沿線は、自動車及び農業機械整備工場等があるため、工業地と位置付ける。

工業地では、住宅地や農地等の周辺環境との調和を十分配慮した工場立地を誘導することにより、地域産業に即した土地利用を図る。

c 住宅地

伏之前・横町地区は、商業・業務地に近接する利便性の高い中密度の住宅地と位置付ける。計画的に都市基盤を整備し、周辺環境との調和を図りながら良好な住宅地の形成を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

旭町地区は、商業業務機能を中心とする諸機能の集積、商店街の活性化を図るため、駐車場の確保と誰もが利用しやすい商業空間の形成に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

伏之前・横町・栄町地区は、住宅が過密・老朽化し、生活道路等の利便性や防災面で適正な居住環境が確保されていない。

今後は、生活道路や街区公園等の整備を進め、居住環境の改善を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

中種子中央運動公園や市街地内にある公園等の緑地については、地元住民や観光客が利用するレクリエーション拠点であるため、施設の修繕等維持に努める。

③ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた地域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している海岸部及び保安林や民有林等の既存樹林は、都市的土地利用の抑制を図りながら、適正な保全・育成に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

旧空港の跡地は、島の中央部に位置する広大な用地であることから、今後の街並み形成に大きな影響を与えることが予想される。

このため、今後はまちの発展動向との調和を図りながら、広域的な都市的土地利用を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域内においては、広域的な交流・連携を強化する役割を持つ主要幹線道路として、南北方向の国道58号、空港アクセス道路の県道野間十三番西之表線及び県道西之表南種子線が通っている。

一方、市街地内においては、各拠点へのアクセス道路として町道旭町通線や町道横町通線が整備されている。

このため、本区域では、生活の利便性と安全性を確保するとともに、高齢者や障害者に配慮した市街地内の生活ネットワーク道路の整備を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 都市幹線道路を整備することにより、中心市街地から各拠点や周辺地域へのアクセス機能の強化を図る。
- 高齢者や障害者に対応し、ユニバーサルデザインを考慮して誰もが快適に利用できる歩行者空間の形成を図る。
- 地域の移動手段の確保・充実を図るため、関係者が連携して持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努める。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、国道58号などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・5・2号旭町通線及び都市計画道路3・5・4号横町通線などの都市幹線道路を配置し都市の骨格を形成する。

併せて、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において、県の生活排水処理構想に基づき、合併処理浄化槽の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に進める。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 河川

本区域の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

### ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

快適な居住環境や都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、地域の実情、関連事業、周辺環境との調和を考慮に入れながら広域圏での連携を図り、ごみ処理施設やし尿処理施設など適正かつ計画的に維持・管理を行うとともに、ごみの減量化や分別収集の徹底に努め、環境負荷の軽減を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア ごみ処理施設

ごみ処理については、中種子町及び西之表市の1市1町で構成される種子島地区広域事務組合による中種子清掃センターが野間地域に、種子島清掃センターが西之表市に配置されている。今後も広域的な取り組み体制の中で、ごみの分別収集や運搬体制の合理化を進めるとともに、ごみ処理施設等の機能強化を図る。

##### イ し尿処理施設

し尿処理については、中種子町及び南種子町の2町で構成される中南衛生管理組合による汚泥再生処理センターが原之里地域に配置されている。今後も広域的な取り組み体制の中で、人口動向を考慮しつつ、必要に応じて施設整備の検討を行うものとする。

##### ウ 火葬場

火葬場については、中種子町及び南種子町の2町で構成される中南衛生管理組合による中南広域斎苑火葬場が野間地域に配置されている。今後も、適正な維持・管理を図る。

#### c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

#### ② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

本区域は、全体的になだらかな丘陵地であるが、市街地は比較的平坦部である。また、市街地周辺には畑地が広がり、海岸線近くは急峻な地形である。

既存樹林や海岸など本区域に広がる豊かな自然については、良好な自然景観を有するとともに、水源涵養機能、防災機能等において重要な役割を果たしている貴重な地域資源である。

今後、まちの発展動向との調和を図りながら、残された貴重な地域資源として、自然的環境の保全・活用を図る。

また、余暇活動の増加や生活水準の質的向上等から観光・レクリエーションへの需要に対応する。また、住民が身近な緑にふれあう場・憩いの場として公園・緑地を適正に配置し、整備に努める。

##### ② 主要な緑地の配置の方針

###### a 環境保全系統の配置

| 地域名等               | 概要                         |
|--------------------|----------------------------|
| 既成市街地内の<br>既存林・屋敷林 | 快適な居住空間形成に寄与する樹林の保全・育成を図る。 |

###### b レクリエーション系統の配置

| 地域名等      | 概要   |
|-----------|--|
| 中種子中央運動公園 | 地域住民、島内外からの訪問者が利用するレクリエーション拠点とし、施設の充実を図る。          |
| 公共空地      | 既存の公園・緑地の状況、人口分布及び誘致圏等を考慮しながら公園・緑地を必要に応じて、適正に配置する。 |

###### c 防災系統の配置

| 地域名等            | 概要  |
|-----------------|---|
| 区域全体            | 風水害・土砂災害等の災害防止機能を有する緑地の維持・保全を図る。                |
| 中心市街地及び<br>周辺集落 | 公園、学校他公共空地等の避難地、防災拠点を系統的に確保するとともに、安全な避難路の整備を図る。 |

###### d 景観構成系統の配置

| 地域名等            | 概要  |
|-----------------|---|
| 上方海岸、竹屋野海岸、長浜海岸 | 東海岸は変化に富んだ海岸線、西海岸は穏やかな砂浜地と優れた景観を有する海岸線として、その保全に努める。 |

e その他

| 地域名等              | 概 要   |
|-------------------|---|
| 野間神社周辺, 平鍋のガロー山一帯 | 昔からの伝統的な樹林地, 寺社林等優れた歴史的風土を有する緑地として保全・活用を図る。 |

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地や集落内においては, 計画的かつ機能的な配置に考慮しつつ, 必要に応じて都市公園の配置の検討を行うものとする。

④ 主要な緑地の確保目標

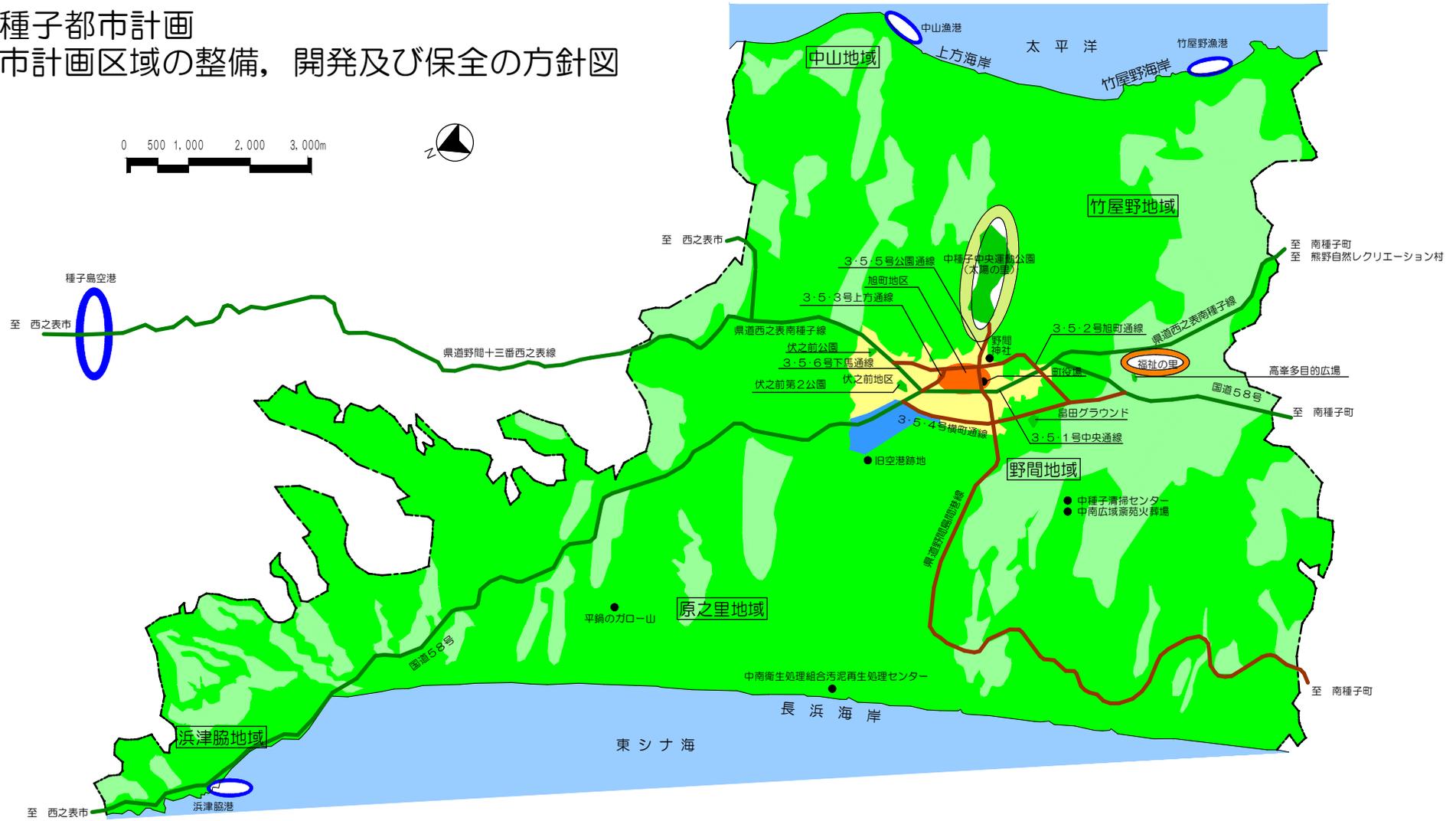
a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが, 必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが, 必要に応じて指定の検討を行うものとする。

# 中種子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

|  |        |  |                |  |               |
|--|--------|--|----------------|--|---------------|
|  | 住宅地    |  | 主要幹線道路（概ね整備済み） |  | 公園・緑地         |
|  | 商業・業務地 |  | 都市幹線道路（概ね整備済み） |  | 海             |
|  | 工業地    |  | 都市計画区域界        |  | 港湾・漁港・空港      |
|  | 農業ゾーン  |  |                |  | 観光・レクリエーション地区 |
|  | 樹林地ゾーン |  |                |  | 公共サービス地区      |

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。  
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備完了時期を明示したものではありません。